

この領収証書は大切に保管してください。

受入小売業者(コンビニエンスストア)は、札幌市に代わり請求金額を代理受領しています。

お問い合わせ先

区役所・課・係・電話番号
中央区役所保険年金課 収納係 011-205-3343
北区役所保険年金課 収納係 011-757-2493
東区役所保険年金課 収納係 011-741-2536
白石区役所保険年金課 収納係 011-861-2496
厚別区役所保険年金課 収納係 011-895-2597
豊平区役所保険年金課 収納係 011-822-2510
清田区役所保険年金課 収納係 011-889-2064
南区役所保険年金課 収納係 011-582-4775
西区役所保険年金課 収納係 011-641-6978
手稲区役所保険年金課 収納係 011-681-2575

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。

また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されません。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

保険料は次のところで納めましょう。

1 全国の北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行及び三井住友信託銀行の本支店出張所

2 北海道内の札幌信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、小樽信用金庫、北海信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫及び北海道労働金庫の本支店出張所

3 札幌市内の青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工組合中央金庫、北央信用組合、札幌中央信用組合、ウリ信用組合、空知商工信用組合、あすか信用組合、北海道信用農業協同組合連合会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所

4 ゆうちょ銀行(郵便局)

※この用紙をゆうちょ銀行(郵便局)以外で使用される場合は、「振替払込請求書兼受領書」の部分が金融機関の控えの部分となり、お渡しできませんのでご了承願います。

5 コンビニエンスストアの全国の各店舗

サンクス、北海道スーパー、セイコーマート、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、MMK設置店、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、タイイー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ローソンマート、ローソンストア100

【以下の場合は、コンビニエンスストアでは取扱いできません。】

・コンビニ収納用バーコードの印刷がない場合

・30万円を超える場合

・金額が訂正されている場合又は汚損等によりバーコードが読み取れない場合